

令和2年第2回砂川市議会臨時会
予算審査特別委員会

令和2年5月18日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 多比良 和 伸 君
委員 永 関 博 紀 君
高 田 浩 子 君
飯 澤 明 彦 君
北 谷 文 夫 君
辻 勲 君

副委員長 中 道 博 武 君
委員 佐々木 政 幸 君
増 山 裕 司 君
増 井 浩 一 君
沢 田 広 志 君
小 黒 弘 君
(議長 水 島 美喜子)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
教 育 長 高 橋 豊

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 湯 浅 克 己
総 務 部 長 熊 崎 一 弘
兼 会 計 管 理 者
総 務 課 長 東 正 人
総 務 課 副 審 議 監 板 垣 喬 博

市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上二守
政策調整課副審議監	玉川晴久
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
開発推進課長	金泉敏博
会計課長	大西俊光
市民部長	峯田和興
市民生活課長	伊藤修一
税務課長	堀田一茂
保健福祉部長	中村一久
社会福祉課長	安田貢
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	佐藤哲朗
兼ふれあいセンター所長	
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	為国修一
農政課長	野田勉史
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
兼土木課長	
土木課副審議監	岩崎賢一
建築住宅課長	斉藤隆史
建築住宅課副審議監	渋谷正人

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長	河原希之
学務課長	是枝貴裕
学務課指導主事	松田安弘
社会教育課長	
兼公民館長	安武浩美
兼図書館長	
スポーツ振興課長	佐々木純人
学校給食センター所長	今崎大三

4. 本委員会の事務に従事する者

事務局長	和泉肇
事務局次長	川端幸人

事 務 局 主 幹
事 務 局 係 長

山 崎 敏 彦
齊 藤 亜 希 子

開会 午後 1時49分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には多比良和伸委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午後 1時50分

〔委員長 多比良和伸君 着席〕

再開 午後 1時51分

○委員長 多比良和伸君 ここでお諮りします。

本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時51分

◎開議宣告

○委員長 多比良和伸君 直ちに議事に入ります。

○委員長 多比良和伸君 本委員会に付託されました議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の4件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の順で審査を行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第3号 砂川市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

辻委員。

○辻 勲委員 1点、子育て支援給付金のことについてですけれども、児童手当の関係、これは国と同じく1人1万支給ということですが、手続等は先ほど公務員の関係は手続ないということだったので、それは全部国と同じような支給の仕方ですか、対象も含めてその辺の確認ですけれども。

○委員長 多比良和伸君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 市の子育て支援給付金事業の支給に関しましては、今回国の臨時特別給付金支給事業について市から通常児童手当を受給なさっている方々については、これは申請行為がなく、また支給日についてもできれば通常の児童手当、6月が支給月ではありますが、その際に併せてということでもありますので、国の臨時特別給付金事業並びに市の子育て支援給付金事業につきましても一般の児童手当を受給なさっている方には申請行為なく、6月中に支給をしてまいりたいと考えてございますが、公務員の方について総支給人員として今1,652万円を計上しているということで対象人員は1,652人の見込みであります。このうち公務員については約400人程度と見込んでおりますけれども、こちらの方については国の制度として通常市の児童手当の予算の中には、公務員の方は勤務先から受給されておりますので、市の予算には入ってきておりませんが、今回国の臨時特別給付金支給事業については公務員の方に対しても市から支給するようということであり、申請行為を経て支給決定をしてまいりたいと。ついては、市の子育て支援給付金支給事業についても、それは国の申請行為をもって申請がなされたとみなす形で支給を行ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 先ほど議場でも質問させていただきましたが、まず手数料ということでは計上されておりますけれども、どのようなことで手数料がかかるのか、内容について伺います。

○委員長 多比良和伸君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 予算に計上している手数料につきましても、通常給付金の事務について手数料は無料となっておりますけれども、今回国に関しても市の子育て支援給付金についても臨時特別な事業であるということから、支給決定された方に振り込むに当たっては振込手数料がかかるということで予算を計上させていただいたところでございます。

○高田浩子委員 これからも迅速な対応でよろしくをお願いします。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、16ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、商工費に関して質問させていただきます。

先ほど議場でも質問させていただきましたが、各項目、商工費でたくさんの事業をされるような内容になっておりますけれども、議場でも説明があったかと思いますが、それぞれの給付金事業における想定の数について伺いたいのと、飲食業等雇用継続支援給付金の支給基準と支援額についても詳しく伺いたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 初めに、商工労働観光課所管分の4つの支給事業の件数についてでありますけれども、一番最初の事業継続支援給付金につきましては95事業者を見込んでおります。次に、店舗等確保支援給付金につきましては55事業所、あと飲食業等雇用継続支援給付金につきましては8事業所、休業支援金については35事業所を予定しております。

それとあと、飲食業等雇用継続支援金についての支給の区分でありますけれども、従業員数が6人以上10人以下の場合は30万円、従業員数11人以上20人以下の場合は50万円、従業員数21人以上は70万円を支給するというようにしております。

○委員長 多比良和伸君 土木課副審議監。

○土木課副審議監 岩崎賢一君 水道料金等支援給付金の予定されている数ですけれども、宿泊施設で7施設、飲食店では89店舗を予定しております。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 まず、支給対象の店舗数について伺いました。先ほど水道料金のことについても3か月ということで、答弁をもう一度伺いたいと思ひまして、ほかの市町村では6か月と見込んでいる市町村もございまして、砂川市における見解について伺います。

○委員長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 近藤恭史君 水道料金等支援給付金の支給期間でございますが、先ほど本会議場で私から答弁させていただきましたように4月から6月までの3か月分としていただいております。今委員さんから6か月という支給もあるので、そういう拡大の対応ができないかというご質問があったところでございますが、今回のこの支援給付金につきましては新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして一時的に水道料金等の支払いが困難な事情があるお客様に対しまして、今回の新型コロナウイルス感染症の予防対策によりまして経営に大きな影響を受けている現状を踏まえて、また先ほどもご答弁させていただきましたように国の緊急事態宣言の発令期間などを考慮して現状3か月とさせていただいたところでございます。このことから、6か月となりますと7、8、9という後の期間になりますけれども、こちらの対応につきましては感染症の拡大状況等いろいろな状況、動向等を踏まえながら考えていく必要があると思ひますので、現状7月以降の対応についてはまだ決まっていないという状況でございます。

○委員長 多比良和伸君 辻委員。

○辻 勲委員 それでは、細かい部分をお聞きしたいと思うのですが、全部の事業そうなのですけれども、総括でもありましたように申請に対しての特に窓口という部分で確認したいのですけれども、相談窓口の関係なのですが、国のほうでは市の窓口を考えているようだというので設置も考えているということだったので、それは国の部分の事業の関係なのか、今回のこれに対しての相談はどう考えているのか、その辺のところ

をお伺いしたいと。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 総括の中でお答えした部分ですけれども、国の持続化給付金につきましては中小企業庁から一般社団法人のサービスデザイン推進協議会というところに委託をしております、その委託業者と日本商工会議所が連携を取りましてそれぞれの市町村に最低1か所の支援窓口をつくらうということで今取組を進めております。砂川市の場合は、今オンラインで国の給付金の手続きはされていますけれども、砂川市の場合は6月1日以降に今のところ1か所設置されるということをお聞きしておりますので、国の支援金についてはそちらのほうで手続きをしていただきたいということで周知をしております。

それと、我々の砂川市の独自の給付金の受付ですけれども、総括でもお答えしたように原則3つの密を避けるために郵送でのやり取りを想定しておりますが、どうしても申請手続きに戸惑う方につきましては商工労働観光課が窓口となって電話でご相談にも応じますし、場合によってはこちらから出向いて行って必要な書類というものを選別した中で受付をしたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 辻委員。

○辻 勲委員 それで、例えば、一つの事業で道が行っている休業支援事業ですか、支援金の関係で先ほどの答弁で35事業所を一応想定しているということなのですけれども、先月24日の社会経済委員会でもお話をしたと思うのですが、市で独自の上乗せはないのでしょうかとお伺いしたときに検討しているということで今回このように出てきたのかなと大変うれしく思っているのですけれども、その中でお話をしたように前回道のチラシも案内しましたと、それは観光協会に入っているとか、飲食協会に入っているところはいいのだけれども、それ以外のところもあるわけです。ですから、この35事業所を想定しているというのが50とか、そうなるということも考えられるのではないかなと思うのですけれども、ただ休めないよというところもあるかもしれないので、これより減るかなと思ったりもするのですけれども、そのときに入っていないところにきちんと連絡が行かなければ、せっかく大変な中やっているのに漏れたら困るよという、先ほど部長からこちらから思われるところにも後ほど出したいということをお願いしたのですけれども、その辺のところを私は委員会が終わった後に7日まで休みますよと掲示してあるところを確かめて、そしたらテナントでもやっているということで、大体網羅されたのかなと思って安心したのですけれども、今回15日まで延びましてまた大変な状況になっているのですけれども、そういったところの手当てというのがまずどうされるのかを聞きたいと思うのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 最初の休業要請に基づく支援金の給付に当たっては、

商工会議所、また飲食業協会と連携を取りましてそれぞれに掲示の仕方というのをお示しさせていただきました。あれは、4月25日からだったと思うのですがけれども、その日私も市内を回ってみますと、加盟していない店でもきちんと表示をされていたので、そういう枠組みを超えた中で皆さん連携を取ってられるなど感じております。それと、今回こちらから対象となるであろう事業所に先んじて郵送するわけですが、それにつきましては一番最初に商工会議所の会員名簿、次に観光協会の会員名簿、それを合算させた上に電話帳での突き合わせも行っていますので、恐らく漏れはないと思いますが、もし漏れていた場合は同業種間で情報交換をしていただいておりますので、もし漏れているのならこちらから働きかけを行うと考えております。

それと、今道の休業要請への上乗せですが、道は法人と個人事業者と、あと7時以降の酒類の自粛要請と、この3つのパターンになっておりますが、今砂川市で上乗せするのは個人事業者だけ、要は20万円の給付を受けられない人だけに10万円を給付するということです。個人事業者で休業要請対象施設になっている人たちというのは、スナックとダンスホールが主でありまして、そこの全部の件数を数えたときに先ほど言った35件ということではほぼ漏れはないと思いますし、後ほど北海道からも対象となったところのデータがこちらに来るようになっておりますので、それとも見比べながら、もし漏れているのならこちらから働きかけを行うと考えております。

○委員長 多比良和伸君 辻委員。

○辻 勲委員 それで、先ほどの申請の関係で総括でもお話ありましたけれども、どこかで売上げを決めなければならないから、20%からとなると思うのですが、例えばそれに近いぎりぎりの人はどうなのだろうかという部分もあると思うのです。ここが分からないから、こうすれば20%以上いったというような部分も出てくるのではないかと考えるのです。そういうためにも相談窓口をきちんと、あるいは説明会の話も出てきたのですが、そういうことも大事ではないかと私は思うのですが、この点についてはどう考えていますか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 説明会につきましても検討したと言っているのかどうか、とにかく今コロナウイルスを防ぐには3つの密を避けなければいけないということがありますので、まず説明会というのはそれには当たらないと私たちは思っております。今申請書等を事業者の方に送るのですが、そのとき総括でうちの部長からも答弁ありましたようにチラシの中に該当になるかならないかのフローチャートも入っていますし、一番下にお問合せがあったら商工労働観光課にいただきたいということも書いておりますので、忌憚なく我々のほうにお問合せをいただけたら、事業者にも有利な方法という方法でご相談に乗らせていただきたいと思いますと考えております。

○委員長 多比良和伸君 辻委員。

○辻 勲委員 店舗等の関係です。家賃でしたか、これは3か月、5万という部分ですよ。これは、5万が上限ですよ。その辺のところの決定というか、どうしてそうなるのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 家賃全額を給付させていただきますと、ただし上限5万に設定させていただきますという内容なのですが、市内でテナントビルとしてあるのが2つありまして、それともう一つは中央市場のテナント、それとあと路面上の一戸建ての貸し店舗とがありまして、我々のほうで任意ではありますけれども、調査をかけたところ平均大体5万円ぐらい、一番高いところで月7万2,000円ぐらいかかっているところもあります。これは、部屋の大きさにもよりますけれども、7万2,000円というところがありましたから、それらの平均を取りますとおおよそ5万ということで設定をさせていただきました。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 それでは、何点かお伺いをしたいと思います。

まずもって、中小企業緊急支援事業ということで今回臨時会でこのように提案をしていただいて大変ありがたいと思っていますし、これを活用される市内の中小企業関係を含めて多々あるのかなと思っています。そういったことから、確認も含めてお伺いをしたいと思います。まず、今回は支援事業で事業継続支援給付金から始まって、この関係で中小企業とあるのですけれども、飲食店も含めて砂川市内に居住をして、住民票を持っている方もいれば、砂川市内に居住していない、要するに市外に居住して住民票を持っている方たちもおります。そういった飲食店の方たちも含めて対象となるのかどうか、それを先に聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 今回の事業継続支援給付金の目的といたしましては、市内にある飲食店ですとか事業所というものを継続して営業していただけるようにというのが目的でありますので、その経営者の住民票のあるところということは加味しておりませんので、市外の方が市内で事業をやっていただいているのであれば対象にしていきます。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 基本的には市内で店舗、または経営をされている事業者の方たちは対象になるということで受け止めておきたいと思います。そのほか関連が店舗の関係もありますし、結構今回は大きく5点あるわけですけれども、この関連する各種事業の関係もそのように受け止めておいていいのかどうか、それも聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 我々の4つの事業、それと土木課の水道の事業は、全て同じ考えでございます。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 ありがとうございます。こういった事業をそれぞれ皆さんがしっかりと受け止めながら、活用していただきたいと思っ

それで、いよいよこういったことが提案もされましたし、今日の臨時会で決定されれば動くことになるのだらうと思うのですが、そこで本会議場での総括も含めていろいろ聞いておりますけれども、まずいかにして早く申請をして、それを決定して、そしてそれを必要とされる方たちにいかに早く手元に行くのかといったことが速やかに求められているのかなと思っています。そのことから、郵送するというのと郵送で受け付けますよということなのですけれども、まずいつからそれを開始をされるのか、そして開始をして、それを今度受け止めて決定をして給付に至るといった場合の一番最速の日数というのか、期間というのはどのぐらい考えているのか、この辺聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 商工労働観光課では、もう既に封詰めは終わっております、議決をいただきましたら封をしてすぐ郵便局にお届けする準備は整っておりますので、早い方で明日には申請書が届くかと思

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 最速で大体10日ほどかかるということで、中旬も過ぎてこれから下旬に入ってくると、中小企業者というのは支払い等も含めて自分の資金として持っていなければ支払いもできませんので、活用される方たちはそういったことも念頭に入れながらいろいろ相談したり申請をしていくのかなと思っていますので、この後、月末が近づいているということも念頭に入れながらしっかりと事務

それで、若干個別でお聞きしたいところもあるのですが、事業継続支援給付金の関係、総括を通しながらでも国のほうでは持続化給付金といったことで法人が200万、個人が100万という形があります。これも申請をしてということになるかと思

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 事業実施に当たりましては、事業要綱というのを制定

した中でそのルールに基づいてやるのですけれども、その要綱の中には国の持続化給付金を受給された方については仮に我々の給付金が受領されている場合は返還をしていただくと考えております。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 まさに先ほどの総括質疑の中でも、この辺を市内の事業者の方たちはある部分では一緒のものなのかなという思いも持っている方たちもいるということなものですから、この辺しっかりと説明をしていかなければ、思っていることと違うのだなと思われるとせっかく砂川市の独自のこういう施策が生きてこないのかなと思っていますので、そういった点はしっかりとやっていただきたいのですが、ただこれは基本的に両方とも申請ですから、ではどちらを申請したのかというのは本人しか分からないと思うのです。決してないとは思っているのです、私は。ただ、この辺は上手に手続をすると両方給付をされるといった場合があるかと思うのですけれども、そういった場合市としてはチェックも含めてどういった感じで受け止めているのか聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 まず、今国の持続化給付金と私ども市の給付金は併給できませんというのは、申請書に同封するチラシのほうにも明記させていただいております。それとあと、両方申請した場合のチェック機能ですけれども、先ほども言いましたように中小企業庁から委託を受けた協議会が砂川市のほうにどこか1か所受付が来ますので、その団体に何とかそういう情報というのを頂けないか会議所を通して依頼をしようと思えますし、既にオンラインでやられたところは会議所のほうでも大体のところはもう把握されております。オンラインするときでも会議所のほうに相談なり行っている件数がありますので、会議所ですとか、委託業者ですとか、そういうところと連携を取りながら把握に努めていきたいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 今ほど持続化給付金の申請サポート会場の関係が出ておまして、本日の5月18日付の経済産業省のホームページによると砂川市ももう決定されておりました。ハイウェイオアシス館の2階のしらかばを使って、ただ開設が5月28日からとなっております。近隣でいうと、滝川と岩見沢が21日から始まって、美唄が23日から始まるということで、ということは本来はウェブ、要するにオンラインでしなければいけないものを窓口できちんと説明を受けてするということになると、まさに砂川ですときに砂川も独自のものをやっていますねといった部分からいろいろ兼ね合いが出てくるのではないかなと心配はしているのです。基本的には、すばらしいことですから、砂川独自のものもしっかりと使っていただきたいし、ただ国の持続化給付金が法人で200万、個人で100万ということで金額も違いますから、もしそういった部分で使えるのだったらあちらの方も使っていただきたいと思っておりますから、そういった部分もしっかりと受け止めてお

かなければいけないと思うのですけれども、この辺再度考えを聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 国のほうは、50%以上の売上げが落ち込まないといけないということなので、これは期間が1月から今年の12月まで12か月間あります。我々の考えとしては、今50%いっていないのだけれども、この先を見ると50%落ち込むかもしれないという事業者もいらっしゃると思います。そのときには、迷いなくまずは砂川市の給付金の申請をしてくださいと、砂川市の30万円というのを手元に持って事業継続について模索をしてくださいと、その後50%以上の売上げが割れた場合にはどうぞ、国のほうが給付金高いわけですから、そちらのほうの申請もしてくださいというアドバイスはしようと思います。ただ、そのときには制度間の平等性というものがありますから、我々が支給した30万円はお返しいただくというお願いはすることになりますけれども、いずれにしても事業継続のしやすいように事業者の方が選択をしていただいて、またしやすいようなことを我々もアドバイスをしていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 今ほどの答弁で課長がおっしゃった部分というのは、私も共通してそういうことは目指すべきことだと思っています。持続化給付金、もう既に初めにオンラインで申請された方たちはいるのですけれども、今のところ手元にはまだ来ていません。そうになると、今言われたようにこの間どうしても必要な資金は、砂川市独自のもので少しでも足しになると言ったら失礼だけれども、これによって経営が成り立つということであれば大いに使っていただきたいと思っていますから、しっかりとやっていただきたいと思っています。

それと、店舗等確保支援給付金ということで今ほどの辻委員の質疑から大体平均すると家賃が5万円程度かなと、高いところで7万2,000円と。私もいろいろ全てではないですけれども、聞いてみると5万円以下もあるのですけれども、大体5万円、あと7万5,000円、8万5,000円というのがあるのがあって、坪数によって金額が変わってくるのかなと思うのと、テナントビルになると先ほど言われたように、建物の年数によっても違いがあるのかなと思っています。そういったことから、5万円ということだったのですけれども、私もなぜ5万円なのかなと思っていたので、5万円ではなくてもう少し上の段階のほうが私はよかったのではないかなと思うのですけれども、ここは調査をしてやられていると思うので、この辺の考え方はいかがなのでしょう。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 この上限の設定の仕方は、それぞれの考え方によって変わると思うのですけれども、私たちのほうは先ほど言ったようにプレジデント観光ビル、ソーシャルビル、中央市場、それと路面店ということで任意ではありますが、調べた

中では最高額が7万2,000円、最低額が3万5,000円ぐらいということの話もお聞きしておりますので、そういったことで4つの平均を取っておおよそ5万ということで設定をさせていただきましたので、これは高ければ高いほどいいのですけれども、我々としてはそういう調べたところの平均値を取らせていただいているということでもあります。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 この辺は、しっかりやっていただきたいと思うのですが、先ほどの辻委員の質疑からも店舗等確保支援給付金は55事業所があるということで、手続の関係で確認させていただきたいのですけれども、今飲食店とかという部分が強いのですけれども、例えば小売店も店舗併用住宅、これは個人で家を建てて持っています。でも、会社は法人格です。そういった場合に法人格は、個人からこの建物を借りていますよといった場合は家賃の発生があるかと思うのですけれども、こういったところも今回のこれは対象としてなっていくのかどうか、いかがなものなのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 今おっしゃるのは、建物の所有者が事業をやる方と同じ人で、やっているほうは法人格を持っているということですね。今ここで言う店舗等確保事業の目的としましては、事業者が事業を継続するに当たって非常に負担感のかかる固定費の支援をしましょうということでありまして、私どもはその運営をしているオーナー個人を見ているのではなくて、その事業をやっている事業主体の方たちを見ているので、その形態はどのようになるか分かりませんが、その事業者が大家さんに家賃を払っているという事実があるのであれば、私たちはこれを支給するという考えであります。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 言っていることは分かります。ただ、個人で店舗併用住宅を建てて個人の所有で会社は法人格で別ですよとなると、その会社にとっては個人の建物であっても大家さんであって家賃を毎月払っていますよとなると、根本的には個人と法人格でも大家さんとたな子の状況になるのではないかなと思うのですけれども、そうにはならないと受け止めていいのですか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 私が言ったのは、大家さんとたな子さんの契約がきちんとなされていて、たな子さんが大家さんに家賃をお支払いしている事実があれば、この制度の給付金を該当したいと思っております。

〔「契約」との声あり〕

○商工労働観光課長 為国修一君 ええ、そういうことです。この給付金を申請いただくときには、賃貸契約書のコピーと、あと直近の1か月のお支払いをした証明書というのを付けてもらうことになっておりますので、そこで事実関係を確認したいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 これは、個人と法人格を持っている会社であれば、幾らでも賃貸契約を結べば建物を借りられますし、その都度家賃も払っていますよということであれば似たようなケースなのかなとは思いますが、心配しますけれども、この辺基本的にはこういったこともあり得るかもしれないということも頭に入れながらしっかりと対応してほしいと思っております。

最後に、先ほど前段でお話ししたように、いかに早く速やかに対応してほしいかという部分がありますけれども、そういったときに商工会議所と今回の件についてしっかりと連携を取ってほしいと思うのです。というのは、こういう内容で、こう決めまして、こういう方法でやっていきますよと。というのは、結構商工会議所は市よりも問合せの電話が来ているのです。例えば商工会議所の会員ではなくても、先ほど辻委員がお聞きしましたけれども、会員でない人方も場合によっては商工会議所に電話を入れるのです。ところで、ほかの周りを見たら貼り紙しているのだけれども、これはどういうことなのだろうね、いや、こうなのですよと教えていますから、そういったことでいえば決して商工会議所の会員だけではなくて、市内の業者さんは経済の関係でいえば商工会議所に問合せをされますから、この辺はしっかりと商工会議所と一緒にというか、商工会議所にこういうような流れでやっていきますからということ伝えておくと、逆にきちんと会議所でも伝えて詳細については市のほうに問合せしてくださいとかといったこともあるのかなと思っています。というのは、あそこは会員さんもいらっしゃいますし、飲食業であれば北観協、社交飲食協会の団体事務を受託している関係もありますから、そういったことを含めながらしっかりとやっていただきたいと思います。

最後に、もう一点、申請の関係で、各5つの事業が別々の申請書になっていくのか、もしくはもう作られているようですけれども、1つの紙に全ての事業が載っているだとかいろいろあるのかなと思うので、私は申請書の内容を見ていないので、申請する側にとっては簡潔で分かりやすく、そして的確なものかというのが求められているかと思しますので、その辺聞かせていただけないでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 為国修一君 まず、申請書ですけれども、水道は水道で別の申請書になりまして、我々が用意した4つも別の申請書になります。だから、5種類あるということになります。商工労働観光課の所管の部分でいきますと、5種類あるのですが、業種によって必要のないものがあります。例えば飲食店の雇用の問題と、あと休業支援の問題、これは食料品製造業や印刷業の方たちは関係ありませんので、それは同封しておりません。だから、最低でも2種類しか行かない。一番多いのは、飲食店なのですけれども、飲食店の中でも先ほど言ったスナックですとかダンスホール、こちらのほうには最高で4種類行きます。あとは、この4種類とはいかないで3種類か2種類で終わるようになっていきますし、今封詰めは終わっているのですけれども、それぞれはぐちゃぐちゃにならないように

クリップで留めて、それぞれの制度について説明をしているので、分かりやすいような配慮をさせていただいたと考えております。

○委員長 多比良和伸君 沢田委員。

○沢田広志委員 ありがとうございます。大変重要なことであり、求められていることだと思いますので、今ほどのお話を聞いた中でいろいろ分からない不明な点をそれぞれ利用したい方がいらっしゃればしっかりとした説明も含めながら進めていただきたいということをお話しして、終わりたいと思います。

終わります。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページ、第9款消防費、第1項消防費について質疑ありませんか。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、消防費について質問させていただきます。

備蓄品の購入費ということで、先ほど議場でもマスク等の説明があったかと思うのですが、もう一度伺います。

○委員長 多比良和伸君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 備品購入費の内訳についてももう一度ご説明いたします。

まず、サージカルマスク5,000枚、あと次亜塩素酸ナトリウム消毒液20リッター、ボトルでいいますと空のボトルが12本、あと非接触型の体温計12本、それとは別に石けん24個、あとペーパータオル24個といった購入予定となっております。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 数のほうで12本とありますけれども、その内容については配布場所等について伺います。

○委員長 多比良和伸君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 この12という数字は、指定避難所が12か所ございます。あと、空のボトル12本なのですが、実際次亜塩素酸ナトリウムは20リッター用意していますので、500ミリリットルの空のボトルを計算上用意しますと大体40本使えるようになっております。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 今現在この購入する内容については、足りていないところもたくさんあるかと思うのですが、今後備蓄場所は市になるのか各避難所になるのかについて伺います。

○委員長 多比良和伸君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 備蓄場所につきましては、各避難所ではなくて、備蓄倉庫というところ1か所で集中管理していく予定となっております。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 災害対策費ということですが、今現在結構足りていない状況があるかと思うのですけれども、今現在使用するというようなことはできないのでしょうか。災害のときにしか各避難所に配らないというような内容なのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本的には、災害時の避難所で使う分を今回予算計上しております。

○委員長 多比良和伸君 高田委員。

○高田浩子委員 現在いろいろなところが解除に向けて広がって皆さんが集まる機会が多い場所がそこそこあると思うのですけれども、その後について備蓄されるのであれば避難所等に災害の起きる前に、今まさしく災害が起こっているような状況でもあると思うのです。そんな中で、少しずつ足りないところに渡すというような考えについて伺います。

○委員長 多比良和伸君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 例えば今回非接触型の体温計を購入予定なのですが、今現在そういった需要があっても買えない状況が続いているのが今の状態です。ですから、こちらのほうを予算計上して購入した暁には、災害が起きない場合には使いませんので、そういったところに例えば学校ですとかふれあいセンター等に貸出することは現在考えてございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第10款教育費、第6項給食センター費について質疑ありませんか。
高田委員。

○高田浩子委員 それでは、給食センター費について伺います。

先ほど議場でも質問させていただきましたけれども、その中でも大まかに説明があったかもしれないのですけれども、その他の経費の内訳について伺います。

○委員長 多比良和伸君 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長 今崎大三君 その他の経費についてご説明をさせていただきます。

その他の経費25万8,000円につきましては、通信運搬費21万4,000円、こちらは切手代80円の児童生徒850人分、その3回、この3回につきましては2月27日の給食費を返還する旨を通知する切手代、それから保護者の口座番号を確認する書類を返送してもらうための返信用封筒に貼る切手代、そして保護者のほうへ振込をした旨を通知するための切手代の3回分となっており、合計で3回合わせて21万4,000円となります。また、印刷製本費につきましては、単価が1枚当たり16円であり、通知2回に必要な封筒、また返信用封筒分の1回を含めまして2,550枚分の経費となっております。

ます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和2年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 多比良和伸君 以上で本委員会に付託されました議案第3号、第4号、第1号、第2号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

皆様、どうもありがとうございました。

散会 午後 2時43分

委 員 長